

# 後期高齢者医療制度

## (被保険者証更新・保険料決定)のご案内

■8月1日(月)から「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります

新しい被保険者証は7月中旬ごろに、うすみどり色の封筒で送付します。被保険者証が届きましたら、記入されている住所、氏名などを確認し、切り取り線で切り取ってご使用ください。

被保険者証の有効期間は8月1日から平成29年7月31日までの1年間になります。(短期証の人を除く)

### ■前年の所得により、自己負担割合が判定されます

自己負担割合は下の表のとおり、現役並み所得の人は3割、一般の人は1割となります。

住民税課税所得が145万円以上の人で、基準収入額適用申請をすることにより1割になる人は、被保険者証送付前に申請の案内を送付しますので、7月中に忘れずに申請書を(困)国保年金課または(松)住民福祉課に提出してください。

区分	基準	負担割合
現役並み所得税	同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	3割
	上記に該当する人のうち、後期高齢者医療制度の被保険者が同一世帯に ①1人のみの場合、収入が383万円未満の人 ②2人以上いる場合、収入合計が520万円未満の人 ③1人で収入額が383万円以上あって、世帯内の70～74歳の人の収入との合計が、520万円未満の人	「基準収入額適用申請」をすることにより1割
	一般	1割

※現在お使いの被保険者証は、8月1日以降使用できません。(困)国保年金課または(松)住民福祉課に返却するか、各自で廃棄してください。

### ■平成28年度保険料決定通知書・納付通知書を送付いたします

後期高齢者医療制度に加入している人の、平成28年度保険料が決定しましたので、「保険料額決定通知書・納付通知書」を送付いたします。

#### ○送達時期と送付物

①現金納付、口座振替ともに最初の保険料納期が8月1日(月)となります。現金で納付する人は、送付される納付通知書で納付場所を確認し、納めてください。

口座振替のお申し込みが済んでいる人は、各納期限までに残高のご確認をお願いいたします。

②特別徴収により納めていただく人は、通知に記載された月より年金から天引きになります。

#### ○保険料の減免について

災害など特別の事情によって保険料を納められないときは、申請することによって保険料が減免される場合があります。

送達時間	対象者	封筒の種類
7月中旬に通知が届く人	普通徴収のみの人、または普通徴収と特別徴収の両方がある人	むらさき色の封筒
8月上旬に通知が届く人	特別徴収のみの人	シーラーはがき

後期高齢者医療の対象となる人  
●75歳以上の人  
●65歳以上75歳未満の一定の障害のある人で、広域連合の認定を受けた人

※特別徴収…年金から天引きで保険料をお支払いいただくことです。  
※普通徴収…特別徴収以外の納付方法のことで、金融機関の窓口で納めていただくか、口座振替で納付していただきます。

問合せ▶(困)国保年金課医療年金係 (☎内線1119) (松)住民福祉課税務保険係 (☎内線2160)